

証券コード 3241
2025年3月13日

株 主 各 位

兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号
株 式 会 社 ウ イ ル
代表取締役社長 坂 根 勝 幸

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.wills.co.jp/ir/notice/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ウィル」または「コード」に当社証券コード「3241」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記の「議決権行使についてのご案内」に従い、2025年3月27日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後7時）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午後1時
（受付開始 午後0時30分）
2. 場 所 兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号
当社3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第30期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 議 案

剰余金処分の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- ・議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ・インターネットと書面（郵送）により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

5. 書面交付請求による交付書面における記載省略事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以 上

株主総会にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

法令に基づき書面交付請求をいただいた株主様には、本株主総会招集ご通知を書面にて交付いたします。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。

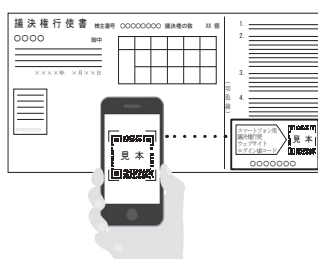
本総会の決議結果につきましては、決議ご通知のご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費が底堅く推移し、緩やかな回復基調となりました。一方で、不安定な国際情勢や、資源価格の高騰、物価高等は長期化しており、依然として経済全体の先行きは不透明な状況となりました。

不動産関連業界におきましては、日本銀行の金融政策転換による実需層の買い控え懸念は継続する一方で、依然として低水準な住宅ローン金利や各住宅取得支援政策を下支えに実需の住宅取引は堅調に推移いたしました。なお、営業エリアにおける当期の中古住宅の成約件数について、兵庫県・大阪府では前期比6.9%増加（近畿レイنز調べ）、愛知県では同8.2%増加（中部レイنز調べ）、東京都では同5.6%増加（東日本レイنز調べ）となりました。

このような経営環境のなかで当社グループにおきましては、フィービジネスとリフォームの連携強化（収益面）、開発分譲事業の推進（事業規模の拡大）など、ワンストップ体制のシナジー最大化戦略に注力することで、持続的成長と高収益な事業基盤の強化に取り組みました。

まず、流通事業においては、自社サイトをはじめとしたネット集客の強化策が奏功し、住宅を購入されるお客様の来店件数が前期比17.0%、購入の成約件数が同14.7%それぞれ増加いたしました。そのうえで、流通事業での中古住宅の取扱件数も同14.6%増加し、ワンストップサービスの提案機会が増加した結果、「中古×リフォーム×FP」の引渡件数が同7.0%増加するなど、収益性の高い「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移いたしました。

次に、開発分譲事業においては、愛知県名古屋市天白区や兵庫県伊丹市をはじめとした複数の戸建プロジェクトの販売・引渡が順調に進捗し、売上高を牽引いたしました。また、流通店舗に集まる売主様直接の売却情報を活用するなど、来期以降の販売用物件の仕入を積極的に行った結果、開発分譲事業の棚卸資産は前期末と比べて20.6%増加しております。

なお、今後の事業展開への先行投資を含め、過去最高数となる新入社員の入社や、賃上げの実施、業績に連動した決算賞与を従業員へ支給するなど、人的資本の配分に努めた結果、販売費及び一般管理費が前期比22.9%増加しております。

これらの結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高13,213百万円（前期比14.4%増）、営業利益1,120百万円（同12.2%増）、経常利益1,019百万円（同9.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益710百万円（同36.2%増）となり、売上高については8期連続、営業利益と経常利益については5期連続で過去最高を更新いたしました。

報告セグメントの概況は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減率 (%)
流通事業	3,381	24.6	25.7
リフォーム事業	2,391	17.3	7.5
開発分譲事業	7,307	53.0	15.0
賃貸事業	227	1.6	△9.2
不動産取引派生事業	194	1.4	13.4
その他	296	2.1	12.7
合計	13,797	100.0	15.4

(注) 売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高を含めております。

流通事業におきましては、各営業エリアにおけるマーケットシェア向上を目的とした売却物件の獲得に注力した結果、売却の成約件数が前期比15.8%増加いたしました。また、東京23区及び大阪府大阪市での新規出店の影響もあり、全体の手数料単価に関して購入が同2.8%、売却が同15.5%それぞれ上昇し、営業利益率も向上いたしました。この結果、売上高は3,381百万円（前期比25.7%増）、営業利益は878百万円（同30.3%増）となり、売上高と営業利益の過去最高を更新いたしました。

リフォーム事業におきましては、流通店舗に来店されるお客様に対し、住宅購入の検討段階から積極的にリフォーム担当が同席して提案をする営業戦術が奏功するなど、「中古×リフォーム」の請負契約件数が前期比11.3%、請負契約単価が同19.3%それぞれ増加いたしました。この結果、売上高は2,391百万円（前期比7.5%増）、営業利益は423百万円（同12.2%増）となり、売上高と営業利益の過去最高を更新いたしました。

開発分譲事業におきましては、本年度より中部圏（愛知県名古屋市）で本格的に事業を稼働するなか、関西圏でもお客様から高い支持を得ているブランド戦略は中部圏でも奏功し、全体での自社分譲物件等の契約件数が前期比18.4%増加いたしました。この結果、売上高は7,307百万円（前期比15.0%増）、営業利益は397百万円（同19.0%増）となり、売上高の過去最高を更新いたしました。

賃貸事業におきましては、商業施設（兵庫県宝塚市）において新型コロナウイルスのワクチン接種会場が退去し、賃料収入が減少いたしました。そのようななか、同施設に新規テナント（200坪）が2024年11月にオープンしております。この結果、売上高は227百万円（前期比9.2%減）、営業損失26百万円（前年同期は営業利益7百万円）となりました。

不動産取引派生事業におきましては、営業エリア拡大に伴う取扱件数増加により、住宅ローン事務代行手数料の売上高が前期比10.7%増加いたしました。また、火災保険料単価の高い新築戸建（自社分譲物件）の引渡件数増加を主な要因として、損害保険代理店手数料が同13.7%増加いたしました。この結果、売上高は194百万円（前期比13.4%増）、営業利益は88百万円（同10.5%増）となりました。

その他の事業におきましては、経営コンサルティング業務を行う「ウィルスタジオ」において、新卒採用コンサルティングを中心に受注額が伸長し、売上高が前期比16.4%増加するとともに、営業利益率が同11.2ポイント上昇いたしました。また、人事コンサルティング業務を行う「部活のみかた」においては、地方国公立大学生向けの就活イベントを新規で開催するなど、売上高が同4.6%増加いたしました。この結果、売上高は296百万円（前期比12.7%増）、営業利益は105百万円（同35.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は166百万円であります。その主なものは、年度内の新規開設3店舗の改装費等62百万円、賃貸用不動産（宝塚市）の取得費用等26百万円、2025年1月に開設した中野営業所の改装費用等25百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、開発分譲事業の新規プロジェクト等の運転資金に充当するため、金融機関より4,758百万円の短期借入金、並びに財務基盤の強化と機動的な分譲用地の仕入等を目的に、金融機関より536百万円の長期借入金と社債の発行により400百万円を調達しております。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (2021年12月期)	第 28 期 (2022年12月期)	第 29 期 (2023年12月期)	第 30 期 (当連結会計年度) (2024年12月期)
売 上 高 (百万円)	8,681	9,469	11,552	13,213
経 常 利 益 (百万円)	802	867	930	1,019
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	577	594	521	710
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	50.90	52.44	45.77	61.96
総 資 産 (百万円)	12,150	13,427	14,390	15,335
純 資 産 (百万円)	3,658	4,086	4,448	4,964
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	319.93	357.09	387.68	429.87

- (注) 1. 第27期においては、中部圏で流通店舗を2店舗出店するなど、ドミナント戦略の効果が相乗的に出始め、収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。併せて、新築戸建分譲において、製販一体の連携強化により販売が好調に推移しました。これらの結果、事業規模の拡大とともに利益面も過去最高を更新いたしました。
2. 第28期においては、東京圏に流通店舗を出店することで事業エリアを拡大するなど、店舗数の増加に伴って収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。また、新築戸建分譲において、自社プロデュース物件の販売が好調に推移しました。これらの結果、事業規模の拡大とともに利益面も過去最高を更新いたしました。
3. 第29期においては、東京圏で流通店舗の増加等により、収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移しました。更に、開発分譲事業において、複数の戸建プロジェクトの販売・引渡が計画以上に推移しました。これらの結果、売上高、営業利益及び経常利益の過去最高を更新いたしました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益については、創業者功労金の贈呈に伴う特別損失を計上しております。

4. 第30期（当連結会計年度）においては、関西圏及び東京圏で流通店舗を3店舗出店するなど、営業エリアの拡大に伴って収益性の高い事業群「フィービジネスとリフォーム」の業績が堅調に推移いたしました。更に、開発分譲事業においてはブランド戦略の奏功や中部圏の本格的な事業展開により、自社分譲物件の販売・引渡が好調に推移いたしました。これらの結果、事業規模の拡大とともに各種利益の過去最高も更新いたしました。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社に対する 議決権比率	当 社 と の 関 係
株 式 会 社 岡 本 俊 人	1 百 万 円	56.82%	有価証券の保有

② 重要な子会社の状況

会 社 名	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ウ ィ ル 空 間 デ ザ イン	100.0%	リフォーム事業
株 式 会 社 リ ノ ウ エ ス ト	100.0%	開発分譲事業
株 式 会 社 ウ ィ ル フ ィ ナ ン シ ャ ル コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	100.0%	ファイナンシャルプランニング業務
株 式 会 社 ウ ィ ル ス タ ジ オ	100.0%	コンサルティング業務、広告制作業務
株 式 会 社 部 活 の み か た	100.0%	人事コンサルティング業務

（4）対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、好調な企業業績を背景に所得環境の改善が継続するなか、日本銀行の経済対策が景気の下支え要因となり、個人消費が牽引する形で緩やかな回復基調となることを想定しております。一方で、米国の政権交代による各種政策の転換が世界経済に与える影響等の不確実性も存在しており、引き続き注視する必要があります。

このような経営環境において、当社グループにおきましては、外的環境の影響リスクを保守的に評価しながら、ワンストップ体制のシナジー最大化戦略により収益力を強化するとともに、開発分譲事業の供給戸数増加により事業規模の拡大を目指してまいります。

① 主要事業領域における競争力強化

当社グループは、住まい・暮らしに関するワンストップサービスの実現を目指し、不動産事業を中心としたサービスの幅を広げていくことを基本的なスタンスとして、流通事業をはじめリフォーム事業、開発分譲事業等の不動産関連事業の競争力強化を図ってまいります。具体的な戦略は以下のとおりであります。

イ. 流通事業を軸とした事業基盤の強化

当社グループは、顧客に対する「住まいのワンストップサービス」を提供するうえで、流通事業を事業戦略上の要と位置付けており、三大都市圏の重点エリアに出店してまいります。各出店地域でのシェア獲得・向上を目指すなか、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客層別の志向等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、各事業へ適時適切に活用することで事業基盤の強化を図ってまいります。

また、不動産を購入されるお客様に対し「平日会員サービス（仲介手数料の30%のキャッシュバックサービス）」を、売却されるお客様に対しては「期間報酬制度（契約成立時期に応じて仲介手数料が最大半額）」等、当社独自のサービスを訴求することで、営業稼働率の向上及び同業他社との差別化を図ってまいります。

ロ. リフォーム事業における事業基盤の安定

当社グループは、あらゆる販売窓口へ来店されたお客様に対し、「住まいのワンストップサービス」の提供を実践しており、そのなかでも、流通事業の店舗で展開しております中古住宅の購入と同時にリフォームを行うという提案は、お客様からの支持も厚く、高いシナジーを生んでおります。

また、優良な中古住宅のストックを活用した住環境の整備を目指し、中古住宅及びリフォーム市場への国策も強化されております。このような環境を背景に、流通事業との連携強化を図るとともに、営業エリアの拡大並びに取扱件数の増加に対応できる施工管理体制を構築し、中古住宅・リフォーム市場におけるリーディングカンパニーを目指してまいります。

ハ. 開発分譲事業における財務リスクの低減と物件力の強化

フィービジネス及びリフォーム事業による安定した収益基盤を構築することにより、財務体質の強化を図る前提のもと、金利動向や仕入価格の高騰などのリスクを許容範囲内に抑えながら、地域ごとの需要に合わせた戸建分譲開発を推進してまいります。そのため、流通事業の店舗展開により収集・把握した地域ごとの生活スタイル及び不動産情報を開発用地選定、物件企画及び販売計画に至るまで反映させ、顧客ニーズを的確に捉えた物件創りに製販一体の組織体制で徹し、差別化を図ってまいります。

② 人材の獲得と育成・組織体制の整備

当社グループは、今後の事業の継続的な成長を実現するために、原則として、当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒及び第二新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。近年激化する採用市場において、従来型の受動的な採用手法から脱却し、既存資産（事業・人材）を活用したダイレクトリクルーティングにより、優秀な人材へ能動的にアプローチしてまいります。

また、社員一人ひとりの営業スキル、ノウハウを向上させ、お客様からの信頼を得ることをテーマとして、研修制度の充実により人材育成を図るとともに、各事業の管理職層の強化にも努め、経営判断のスピードアップを図ってまいります。

そして、これら人材の獲得及び育成と並行し、社員が中長期で働きやすい環境作りや、インナーコミュニケーションの促進による事業間連携の強化等、組織体制の整備にも取り組んでまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

更なる業容拡大、企業価値向上を目指すために、企業倫理・コンプライアンスについて全役職員が共通の認識を持ち、一人ひとりが的確で公正な意思決定を行う風土を醸成する仕組みを整備してまいります。特に、宅地建物取引業法、建築基準法等の関係法令については最新の動向を常に把握し遵守に努めてまいります。また、株式上場企業として、内部者取引にかかる情報管理・売買管理体制の周知・徹底を図ってまいります。

④ 資金調達が多様化

開発分譲事業の事業戦略並びに流通店舗の新規出店など、想定される様々な資金需要に対して、資金調達手段の多様化を図ることにより、適時適切な資金調達を実現し、今後の事業展開を円滑に進めてまいります。また、強固な収益基盤及び財務体質の向上をもとに、借入コストの低減にも同時に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、流通事業、リフォーム事業、開発分譲事業、賃貸事業及び不動産取引派生事業を主な事業としております。

当社グループの各事業の内容は、次のとおりであります。

事業区分	主な事業内容
流通事業	不動産の売買仲介等を行っております。
リフォーム事業	中古住宅のリフォームや家具の提案及びリフォーム工事等の請負業務を行っております。
開発分譲事業	戸建住宅、宅地等の企画・開発・販売業務を行っております。
賃貸事業	テナント用事業用地、商業施設やシェアハウス等を所有し、運営及び賃貸業務等を行っております。
不動産取引派生事業	他の事業から派生し、主に不動産購入者に対し、住宅ローンの事務代行、損害保険及び生命保険の紹介業務などのファイナンスプランニング業務、並びに引越業者・什器設備等の紹介業務を行っております。また、販売物件の商品企画及び広告制作業務等を行っております。

(6) 主要な営業所 (2024年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社 兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番6号

エリア	所在地	主要な営業所
関西	兵庫県	宝塚本店、岡本営業所、西宮営業所、塚口営業所、伊丹営業所、川西営業所
	大阪府	箕面営業所、豊中営業所、江坂営業所、茨木営業所、高槻営業所、本町営業所
中部	愛知県	覚王山営業所、藤が丘営業所、御器所営業所、久屋大通営業所、新瑞橋営業所、大曾根営業所
東京圏	東京都	恵比寿営業所、自由が丘営業所、二子玉川営業所、北千住営業所、赤羽営業所

- (注) 1. 本町営業所は、2024年4月より営業を開始しております。
2. 北千住営業所は、2024年1月より営業を開始しております。
3. 赤羽営業所は、2024年5月より営業を開始しております。

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株 式 会 社 ウ ィ ル 空 間 デ ザ イ ン	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 リ ノ ウ エ ス ト	兵庫県宝塚市
株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 ウ ィ ル ス タ ジ オ	兵庫県宝塚市
株 式 会 社 部 活 の み か た	兵庫県宝塚市

(7) 従業員の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事 業 区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
流 通 事 業	134 (61) 名	12名増 (14名増)
リ フ ォ ー ム 事 業	33 (2)	4名増 (1名減)
開 発 分 譲 事 業 賃 貸 事 業	25 (3)	3名増 (1名増)
不 動 産 取 引 派 生 事 業	12 (2)	2名増 (―)
そ の 他	15 (1)	1名増 (1名増)
全 社 (共 通)	36 (8)	4名増 (―)
合 計	255 (77)	26名増 (15名増)

- (注) 1. 臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて26名増加したのは、定期採用によるものであります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
186 (69) 名	19名増 (14名増)	29.4歳	6.1年

- (注) 1. 臨時従業員数は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前事業年度末と比べて19名増加したのは、定期採用によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,511百万円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	771
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	686
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	606
株 式 会 社 中 国 銀 行	523

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 40,000,000株

② 発行済株式の総数 11,548,000株

(注) ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は113,000株増加しております。

③ 株主数 4,306名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 岡 本 俊 人	6,556千株	56.78%
ウ ィ ル 従 業 員 持 株 会	738千株	6.40%
岡 田 洋 子	236千株	2.05%
宮 前 い ず み	159千株	1.38%
友 野 泉	157千株	1.37%
包 賢	112千株	0.97%
坂 根 勝 幸	97千株	0.85%
佐 藤 慎 二 郎	86千株	0.75%
町 田 泰 則	80千株	0.69%
赤 澤 敬 之	67千株	0.58%

(注) 持株比率は自己株式 (66株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② その他新株予約権等の状況

2015年3月27日開催の当社第20回定時株主総会決議及びその後の取締役会決議に基づき発行された第1回新株予約権は、当事業年度中において、全ての行使が完了いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役 社長	坂 根 勝 幸	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役 株式会社部活のみかた代表取締役
取 締 役	友 野 泉	株式会社ウィル空間デザイン取締役 株式会社リノウエスト取締役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ代表取締役 株式会社ウィルスタジオ取締役 株式会社部活のみかた取締役
取 締 役	佐 藤 慎 二 郎	株式会社ウィル空間デザイン代表取締役 株式会社リノウエスト代表取締役 株式会社部活のみかた取締役
取 締 役	神 野 正 和	流通営業東京圏グループマネージャー
取 締 役	田 中 真 次	流通営業関西グループマネージャー
取 締 役	奥 田 哲 久	特定社会保険労務士
取 締 役	田 中 豪	公認会計士・税理士
常勤監査役	宮 前 い ず み	株式会社ウィル空間デザイン監査役 株式会社リノウエスト監査役 株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケー ションズ監査役 株式会社ウィルスタジオ監査役 株式会社部活のみかた監査役
監 査 役	垂 谷 保 明	公認会計士・税理士
監 査 役	井 奥 圭 介	弁護士

- (注) 1. 取締役奥田哲久氏及び取締役田中豪氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役垂谷保明氏及び監査役井奥圭介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役垂谷保明氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外取締役及び社外監査役に関する重要な兼職の状況は、後記⑥の社外役員に関する事項に記載しております。
5. 2024年3月28日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって、赤澤敬之氏は社外監査役を辞任いたしました。
6. 当社は、東京証券取引所に対して、社外取締役及び社外監査役の全員を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の 員数(名)
		基本報酬	ストック・ オプション	退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	89 (2)	89 (2)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23 (7)	23 (7)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	112 (9)	112 (9)	— (—)	— (—)	11 (5)

- (注) 1. 上表には、2024年3月28日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって辞任した社外監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年7月4日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）であります。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、2015年3月27日開催の第20回定時株主総会において年額40百万円の範囲で報酬等として新株予約権を付与することについても決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。

監査役の報酬限度額は、2003年7月4日開催の臨時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名（うち、社外監査役は0名）であります。

また、上記の報酬枠内にて、2015年3月27日開催の第20回定時株主総会において年額10百万円の範囲で報酬として新株予約権を付与することについても決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は、1名であります。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役坂根勝幸氏に対し各取締役の報酬等の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためであります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役	奥田哲久	株式会社J-STATION 代表取締役
取締役	田中 豪	田中公認会計士事務所 代表 株式会社スーパーツール 社外取締役（監査等委員） 船場中央税理士法人 代表社員
監査役	垂谷保明	開成公認会計士共同事務所 共同代表 住友電設株式会社 社外監査役
監査役	井奥圭介	赤沢・井奥法律事務所 代表 大阪地方裁判所 鑑定委員

(注) 当社と上記兼職先全てとの間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 奥田哲久	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。 企業経営の経験と特定社会保険労務士としての専門知識に基づき、経営体制などに関する助言・提言を行うほか、取締役会の意思決定の適正性に対し必要な発言を適宜行っております。
取締役 田中 豪	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての専門知識に基づき、業務執行などに関する助言・提言を行うほか、取締役会の意思決定の適正性に対し必要な発言を適宜行っております。
監査役 垂谷保明	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に、また、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。 公認会計士及び税理士としての見識に基づき、主として会計の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 井奥圭介	2024年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回全てに、また、監査役会10回全てに出席いたしました。 弁護士としての見識に基づき、主として法律の専門家としての見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	17

- (注) 1. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の支払はありません。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,662	流 動 負 債	6,628
現金及び預金	2,316	買 掛 金	423
売 掛 金	869	短 期 借 入 金	2,907
販売用不動産	2,356	1 年 内 償 還 予 定 の 債	947
未成工事支出金	3,862	社	
未成業務支出金	1	1 年 内 返 済 予 定 の	1,135
商品及び製品	12	長 期 借 入 金	
その他	244	未 払 法 人 税 等	286
固 定 資 産	5,640	そ の 他	927
有形固定資産	5,036	固 定 負 債	3,742
建物及び構築物	825	社 債	1,235
機械装置及び運搬具	0	長 期 借 入 金	2,413
土地	3,148	そ の 他	92
信託建物	342		
信託土地	699	負 債 合 計	10,371
リース資産	0		
その他	19	純 資 産 の 部	
無形固定資産	33	株 主 資 本	4,964
のれん	4	資 本 金	322
その他	28	資 本 剰 余 金	242
投資その他の資産	569	利 益 剰 余 金	4,399
長期貸付金	9	自 己 株 式	△0
繰延税金資産	247		
その他	313	純 資 産 合 計	4,964
繰 延 資 産	32		
その他	32	資 産 合 計	15,335
資 産 合 計	15,335	負 債 純 資 産 合 計	15,335

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2024年1月1日から
2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		13,213
売 上 原 価		11,092
売 上 総 利 益		2,120
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,000
営 業 利 益		1,120
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
受 取 家 賃	8	
受 取 手 数 料	4	
そ の 他	4	16
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64	
長 期 前 払 費 用 償 却	11	
そ の 他	41	117
経 常 利 益		1,019
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,019
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	356	
法 人 税 等 調 整 額	△47	309
当 期 純 利 益		710
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		710

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	4,204	流動負債	2,971
現金及び預金	1,020	買掛金	80
売掛金	559	短期借入金	266
販売用不動産	788	1年内償還予定の債	692
未成工事支出金	1,666	社	
その他	169	1年内返済予定の債	
固定資産	5,530	長期借入金	1,051
有形固定資産	4,902	未払費用	444
建物	767	未払法人税等	122
構築物	13	その他	314
機械及び装置	0	固定負債	4,935
車両運搬具	0	社債	778
工具、器具及び備品	20	長期借入金	4,065
土地	3,055	その他	91
信託建物	345	負債合計	7,906
信託土地	699	純 資 産 の 部	
リース資産	0	株主資本	1,848
無形固定資産	25	資本金	322
ソフトウェア	25	資本剰余金	242
投資その他の資産	603	資本準備金	242
関係会社株式	150	利益剰余金	1,284
長期貸付金	9	その他利益剰余金	1,284
その他	443	圧縮積立金	3
繰延資産	20	繰越利益剰余金	1,280
その他	20	自己株式	△0
資産合計	9,755	純資産合計	1,848
		負債純資産合計	9,755

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（ 2024年1月1日から
2024年12月31日まで ）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,199
売 上 原 価		4,169
売 上 総 利 益		1,029
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		756
営 業 利 益		273
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	0	
受 取 家 賃	8	
受 取 手 数 料	214	
そ の 他	3	226
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	69	
そ の 他	32	101
経 常 利 益		398
税 引 前 当 期 純 利 益		398
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	112	
法 人 税 等 調 整 額	△4	108
当 期 純 利 益		290

（注）金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月24日

株式会社ウィル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウィルの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月24日

株式会社ウィル
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田 充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウィルの2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月25日

株式会社ウィル 監査役会

常勤監査役 宮 前 いずみ ㊟

社外監査役 垂 谷 保 明 ㊟

社外監査役 井 奥 圭 介 ㊟

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、企業価値の最大化に向け、将来の事業拡大及び財務体質の強化を目的とした内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき19円00銭 総額219,410,746円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年3月31日

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

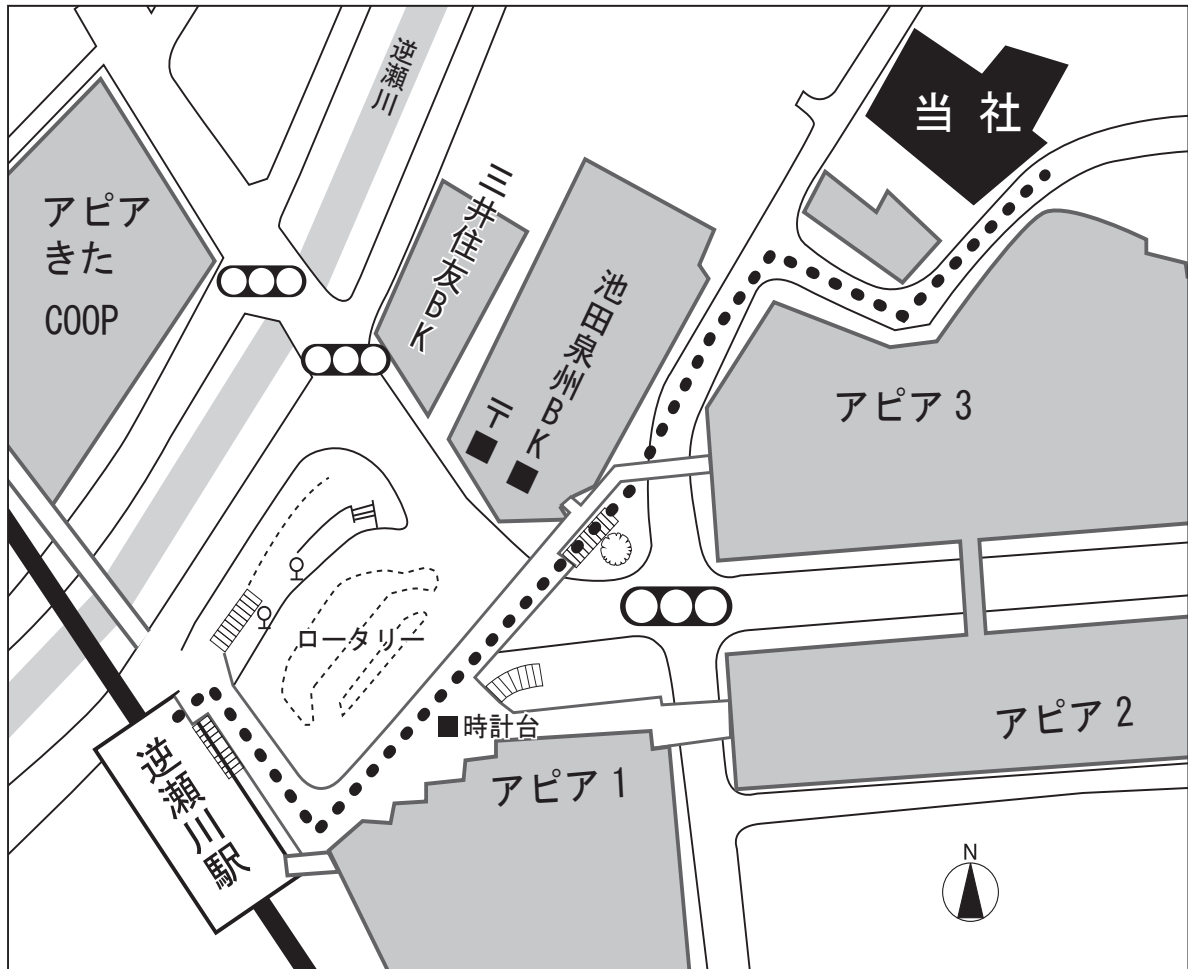
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県宝塚市逆瀬川一丁目14番39号
当社3階会議室
TEL 0797-74-7272

株主総会にご来場の株主様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



当社のご案内

阪急「逆瀬川」駅下車。東口の階段を降り、時計台の前を通り、陸橋を渡ったところの階段を降りてください。
点線の通りにお越しいただければ3分ほどで到着します。

交通のご案内

阪急今津線逆瀬川駅下車 徒歩約3分

※阪急西宮北口駅からお越しの場合、宝塚行きホーム（6番か7番線）をご利用ください。阪急今津線には「今津行き」と「宝塚行き」の2種類のホームがございますので、ご注意ください。

※ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
お車でお越しの場合は、お近くのコインパーキングをご利用ください。